

## 学校教育法に基づく認証評価の受審について

令和7年11月14日  
宮 城 大 学

### 1 概 要

学校教育法において、大学は7年以内ごとに認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務付けられているところ、本学では、地方独立行政法人法に基づく中期目標・中期計画による評価（法人評価）のサイクルに合わせ、6年ごとに実施することとしており、今回、平成19年度、平成25年度、令和元年度に続き4回目となる認証評価を受審し、認証評価機関が行う書面評価及び実地調査等に適切に対応することで、大学基準に適合している旨の認定獲得を目指すもの。

### 2 今回受審する認証評価機関

（一財）大学教育質保証・評価センター（過去3回の認証評価は（公財）大学基準協会が担当）

### 3 書面評価

認証評価の受審に当たって、受審の前年度に行うこととされている全学的な自己点検・評価を令和6年度に実施し、その結果を「点検評価ポートフォリオ」としてとりまとめ、根拠資料等を添えて、令和7年5月26日に大学教育質保証・評価センターへ提出した。

その後、大学教育質保証・評価センターにおいて、同ポートフォリオ等に基づく書面評価が実施され、実地調査の概ね5週間前となる令和7年9月3日に「実地調査時の確認事項」が大学に示された。

これに対し、本学において、確認事項への回答や追加の根拠資料等を取りまとめ、実地調査約2週間前となる同年9月24日に大学教育質保証・評価センターへ提出した。

### 4 実地調査

書面評価の分析状況を踏まえ、書面評価では確認できなかった事項等を調査するとともに、大学関係者との面談や、評価審査会において、特色ある教育研究の進展や、内部質保証に関する取組み等に関して意見聴取することを目的に、令和7年10月7日及び11月11日の2日間にわたって実地調査が実施された。

1回目はオンライン会議システムを用いた遠隔形式で開催され、認証評価機関の評価専門委員による大学関係者との面談のほか、卒業生・在学生・関係自治体職員など学外関係者が参加して意見交換を行う評価審査会等が実施された。2回目は評価専門委員らが来学し、大学関係者との面談や、教育現場・学習環境の状況調査などが行われた。

### 5 今後のスケジュール

- 令和8年2月 大学教育質保証・評価センターから「評価結果（案）」を受領  
案への意見申立を大学教育質保証・評価センターへ提出（任意）
- 3月 大学教育質保証・評価センターから「評価結果」を受領
- 4月 本学ホームページで「評価結果」及び評価資料を公表

## 【参考：関係法令】

### ●学校教育法（抜粋）

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。

### ●学校教育法施行令

（認証評価の期間）

第四十条 法第百九条第二項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。